

うちだばし訪問介護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人有心会が開設するうちだばし訪問介護（以下「事業所」という。）が行う生活支援型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問事業責任者、従事者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある方又は事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、いきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 うちだばし訪問介護
- (2) 所在地 名古屋市南区内田橋二丁目 10 番 8 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
 - ア 訪問事業責任者 1名以上
訪問事業責任者は、以下の職務を行う。
 - (ア) 生活支援型訪問サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
 - (イ) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等によりいきいき支援センター等と連携を図るとともに、いきいき支援センター等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (ウ) 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - (エ) 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導等、その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
 - イ 従事者 2.5名以上（常勤換算）
従事者は、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日、祝日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8：50～17：00とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業の内容は生活援助とする。

2 事業を提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された

割合に応じた額とする。

- 3 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり110円（内、消費税10円）を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市南区、港区、瑞穂区、熱田区とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年3回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後ににおいてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は〇〇法人〇〇と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。